

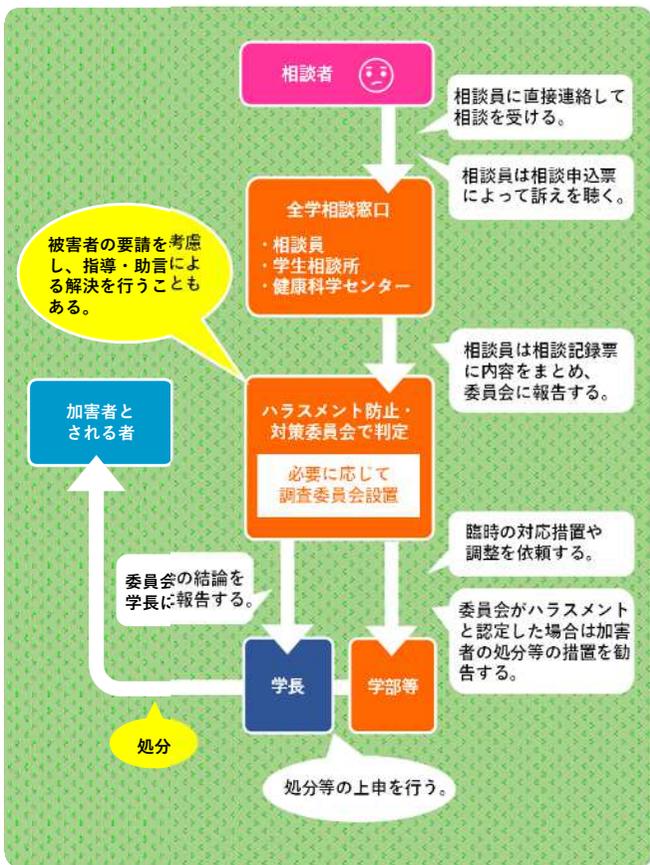
# ハラスメント 相談の流れ



山口大学では各キャンパスに相談員を配置して対応する体制をとっています。

相談員は相談者の所属学部等に関わらず相談を受け付けます。代理人や第三者からの相談も可能です。電話や電子メール等により連絡してください。

もちろん関係者のプライバシーの尊重と秘密厳守には配慮します。また、相談者や事実関係の確認に協力したことなどを理由に不利益な扱いを受けることはありません。



# 一人で悩まないで まず **相談** を！

ハラスメントに関する相談に応じる  
相談員の名簿をHPで公開しています。  
電話や電子メール等で相談を受け付けて  
いますので、まずはお気軽にご連絡ください。



ハラスメント防止・対策委員会ホームページ  
パソコンやスマートフォンから簡単にアクセス出来ます。  
<https://ds.cc.yamaguchi-u.ac.jp/~epsc/>

山口大学で学び、働く皆さんへ

アクセスはこちら  
↓

管理責任者：国立大学法人山口大学ハラスメント防止・対策委員会  
委員会へのご意見、ご感想はこちらへ  
山口大学ホームページへ戻る

相談員のほか、学生相談所、健康科学センターでも相談を受け付けています。

学生相談所	吉田地区 083-933-5042	常盤地区 0836-85-9015	
健康科学センター	吉田地区 083-933-5160	常盤地区 0836-85-9041	小串地区 0836-22-2380

国立大学法人山口大学 ハラスメント防止・対策委員会  
〒753-8511 山口県山口市吉田1677-1  
TEL.083-933-5017 FAX.083-933-5024  
✉sh021@yamaguchi-u.ac.jp

# STOP campus harassment



山口大学は、「発見し・はぐくみ・かたちにする 知の広場」の創造、共同・共育・共有精神の涵養、公正・友愛・平等の尊重、を基本理念としています。

この基本理念のもと、キャンパス内のすべての人が、個人として尊重され、ハラスメントのない快適な環境の中で学び、教育・研究し、働くことができるよう、「山口大学ハラスメント防止・対策に関するガイドライン」を定め、ハラスメント防止に努めるとともに、発生した問題に対して適切な解決に努めています。

大学の構成員である皆さん一人ひとりが、お互いの人格を認め合い、個人として尊重することにより、ハラスメントのない快適なキャンパスを作っていきます。

国立大学法人山口大学 ハラスメント防止・対策委員会

# ハラスメントとは何だろうか？

本学においてハラスメントとは、人格にかかわること、または教育・研究もしくは就学・就労にかかわることにおいて、相手の意に反する不適切な言動により、相手に不利益を与えたり、人としての品位や尊厳を著しく損なわせるすべての言動をいいます。

## セクシュアル・ハラスメント

男女の一方の性を性的興味・関心の対象としてのみとらえ、相手にとって不快な行為や発言などを行うこと。また、性に関する固定観念または差別意識に基づいて不快な行為や発言を行うことをいいます。

【地位や権限を利用した性的な言動】

- 例) ・「単位をあげるから2人で食事に行こう」と言う
- ・研究室内で不必要に個人指導を行う
  - ・出張や学会への同行を強要する

【就学・職場環境に悪影響を与える性的な言動】

- 例) ・身体(肩、背中、腰、頬、髪等)を意図的に触る
- ・相手の性的魅力または自分の抱く性的関心にかかわる事柄を話題にする
  - ・性的な内容の電話をかけた後、または性的な内容の手紙もしくは電子メールを送る

【性に関する固定観念や差別意識に基づく嫌がらせ】

- 例) ・女性であることだけで、職場でお茶くみ、掃除やコピーをさせたり、私用の使い走りをさせる
- ・「女には仕事を任せられない」、「男のくせに根性がない」などの発言をする
  - ・性的指向や性自認(SOGI)をからかいやいじめの対象とする

## パワー・ハラスメント

職場での権限を乱用して、労働に関係する妨害、嫌がらせまたは不利益を与えることをいいます。

- 例) ・暴力的な言動、人格を傷つける言動、悪口・中傷およびプライバシーに関することを言いふらす
- ・正当な理由がないのに退職を促したり、または示唆したりする
  - ・不慣れな仕事への頻繁な配置換えや仕事に対する過小または過大な要求をする
  - ・任期付職員に対して、雇用の更新を条件に不当な要求をする

## アカデミック・ハラスメント

研究上、教育上での権限を乱用して、研究活動、教育指導に関係する妨害、嫌がらせまたは不利益を与えることをいいます。

【研究活動に関連したもの】

- 例) ・適切な研究指導を意図的にしない
- ・機器の使用を認めない、必要な研究費及び出張旅費を配分しない等により研究の遂行を妨害する
  - ・研究に不可欠な物品の購入を特定の者(学生含む)に限って認めない

【教育指導に関連したもの】

- 例) ・常識的な教育指導の範囲を超えて激しく叱責する
- ・学位または単位認定に関して不公平・不公正な対応をとる
  - ・正当な理由がないのに、退学を促したりまたは示唆したりする

## 妊娠、出産、育児休業等に関するハラスメント

妊娠、出産をしたことによる嫌がらせ、又は妊娠・出産、育児・介護に関する制度や措置の利用を阻害する言動や当該措置を利用したことによる嫌がらせ等により、就業又は教育・研究上の不利益、損害等を与えることをいいます。

- 例) ・「産前休暇を取得するのであれば辞めて欲しい」、「男のくせに育児休業をとるなんてあり得ない」と言う
- ・「妊婦はいつ休むかわからないから仕事は任せられない」と繰り返しいい、仕事をさせない
  - ・学生から妊娠したことを告げられた指導教員が、「出産すると研究に集中できないから退学しろ」と言う

## その他のハラスメント

- 例) ・アルコールの一気に飲みを強要したり、アルコールを飲めない人に対して、飲酒を強要する
- ・喫煙を強要する
  - ・多人数に、他人を中傷するメールを送信する

## ハラスメントを受けたと感じたら

- 不快だと感じた気持ちをはっきり相手に伝え、やめてほしいと意思表示しましょう。
- パワハラをしている人の上司など、周囲に止めるよう頼んでみましょう。
- メールなど、第三者から見ても客観的に被害を証明できるものはできるだけ残しておきましょう。
  - ①日時 ②場所 ③その場の状況 ④相手の言動 ⑤あなたの気持ち ⑥目撃者等
- 相談員や親しい友人、同僚に相談しましょう。
  - ・相談窓口は全学に複数設けています。
  - ・相談は面談だけでなく、メール、電話等でも受け付けます。
  - ・代理人や被害を目撃した第三者からの相談も可能です。
  - ・匿名での相談や、面談による相談では親しい友人等の同伴も認められます。
  - ・退職や卒業・修了後でも相談できます。

## 加害者にならないために

- 自らの言動が誤解を招かないよう、日頃から周囲とのコミュニケーションを心がけ、相互の信頼関係を保ちましょう。
- お互いの人格を尊重し、自分がされて嫌なことは他人にはしないことが大切です。
- 社会的地位や権限を持つ相手(上司、指導教員、先輩など)に対して、拒否できないこともあるため、明確な意思表示がないからといって、それを合意と勘違いしてはいけません。

## ハラスメントを目撃したら

- 見て見ぬふりは、ハラスメントに加担している事にもなりかねません。可能であればその場で注意しましょう。
- 被害にあった人の話を聞いてあげましょう。
- 被害にあった人がどうしたいのか尋ねましょう。あなたが証人になることもできますし、相談窓口に行くように勧めたり、同行することもできます。

## ネットマナーを守りましょう

- SNSでの情報発信は、相手の顔が見えないため、過激な表現になりやすく、軽い気持ちで発信したつもりでも他人に不快感を与えたり、思わぬところで加害者や被害者になる恐れがあります。書き込んだ内容を不特定多数の人が見ることを意識し、相手への配慮を忘れないように気をつけましょう。